

白根郷十ヶ町村統合をめぐる諸問題

白根郷十ヶ町村の統合問題にのぼっている。そして各新聞及びラジオをも含めた報道陣は、此の問題を大きくとり上げていている。この十ヶ町村統合と云う全国にもまれな、勿論新潟県下としては初めての、しかも我々白根町住民を含めた関係十ヶ町村の重大関心*

※事である。この大問題に進行しているのか、又統一の程度に進行しているのか、又統一

はた又統合は容易なのか、至難事なのか？茲に館報編集陣を総動員して第三者的立場より取材批判検討のメスを加えてみた。何分紙面が限られている関係上詳細に記し得ないが読者諸君に少しでも参考になれば幸とする所以である。

今春、白根郷十ヶ町村長、同議会議員の合同会議の席上、統合したか？と云う問題がのぼつた。勿論当時は熱烈とした夢物語りのものにならなかつたが、一応研究してみよう、と云う声が高まり、白根町長を委員長とする合同会議を委員長を副委員長とする各町村長、同議会議員より構成される白根郷十ヶ町村行政委員会が組織されるに至り、九月初旬に統合の先遣地である富山県魚津市同じく松井町及び長野県佐久市同じく松代町を視察した。その結果、各委員共幾多の感銘と統合に対する熱意を持つに至り、統合の具体化と云う問題を負剣に討議する事になり、爾後委員会を開催すること数回、あらゆる角度より統合に就いての諸問題を熱心に且慎重審議して、十ヶ町村関係資料も昨今では相当地揃つており、可急的統合の実現への目標の下、全委員協力一致、専心努力してあり、縣及び地方事務所も亦異常な関心と便宜を圖っている。

一、経過

統合後の議員選出予想調を附記すれば次の如くである。

新飯田	二	駕巻	三
須賀	二	白根	三
庄野	二	小根	三
井山	二	茨根	三
須賀	二	茨根	三
計	三〇名		

参考として白根郷十ヶ町村の規模を記せばA圖の如くである。

町村名	面積 (平方町)	人口 (単位は平方町)
新飯田	3.32	2,056
須賀	7.82	3,396
庄野	11.80	4,549
井山	9.04	3,572
須賀	9.11	3,350
井山	9.47	4,123
須賀	9.90	3,558
井山	7.19	10,580
須賀	9.47	2,547
井山	6.92	2,558
須賀	84.04	40,289

よつて統合後の新しき町は人口四万、面積八四〇〇平方町となる。広さは新津市の約二倍、新潟市に比較しても一一、九平方町大きく実に日本一の町と云ふ事になる。

それでは何故が原因で各委員に統合に対する熱意を持たせたのであろうか？

二、統合への理由

一、弱小町村では現在及び将来に「財政的に苦しむことになる」と云ふことである。

三、統合の効果

それは町村統合の効果は何かと云うことを記してみよう。

項目	現行額	見込み額	増減
(1) 議場費	2,486	1,702	(-) 784
(2) 警察費	30,227	26,117	(-) 4,110
(3) 土木費	6,324	5,341	(-) 983
(4) 教育費	5,144	5,144	△
(5) 社会費	23,000	25,043	△ 1,183
(6) 保健衛生費	2,171	1,971	(-) 200
(7) 産業経済費	5,204	5,204	△
(8) 産業経済費	12,757	11,103	(-) 1,654
(9) 産業費	3,485	3,485	△
(10) 調査費	593	150	(-) 443
(11) 調査費	1,216	1,203	(-) 13
(12) 公債費	2,604	2,604	△
(13) 支出金	5,778	3,000	(-) 2,778
(14) 備費	2,821	1,000	(-) 1,821
(15) 前年度繰上充用金	3,269		(-) 3,269
計	107,939	93,183	△ 14,756

(C表) 人口一人あたりの額 (単位円)

町村名	人口一人あたりの額
新飯田	942
須賀	771
庄野	567
井山	734
須賀	817
井山	770
須賀	741
井山	561
須賀	1,000
井山	1,069
平均	736

即ち、四七五万六千円の減額と推定され、白根郷を除く九ヶ町村の何れの村の一年間の合計の額もこの如くである。

職名	人数
市議員	170
町議員	50
教育委員	38
選挙管理委員	1
監査委員	30
公平委員	2,187
消防団員	56
民生委員	88
民生委員	6
民生委員	30
民生委員	187
民生委員	213
民生委員	1
民生委員	89
計	3,143

四、統合に不利な點

以上の十ヶ町村統合の利益を挙げたが、逆に不利といわれる點を考へて之に對して、

一、各町村は一應解散し、改めて新しい自治體(町)を編成する。

二、大同団結によつて理想郷を建設し、住民の福祉を増進するため各町村は大小にこだわらず互諒協調の精神を具現する。

三、統合後の町名は〇町となし町役場は旧白根町役場を之に充てる。

四、統合前の特別財産は旧町村で適宜に処置する。

五、各町村の起債は調査の結果、取捨して新〇町で引受けける。

六、旧町村役場は支所として残置する。

七、旧町村の特別職、又は一職職員は適所に配置する。但し特別職は在任中とする。

八、議会議員の選出にあつては選挙区、任期、設置の等を一しくし、町村制を統一する。

九、旧町村の教育、衛生、消防、福利厚生等、町の行政に参画させる。

十、行政調査委員会資料による。

その他消防自動車一丁も設置している一端にても統合に依る財政力の強化は十二分に察知できよう。

白根郷の實際例を行政調査委員会資料で見るとB圖の如くである。

一、(B表)の計算上の方法、同一であり且つ各町村の行政事務の性質が又同一であると假定する。若し、住民一人当りの役場費は少

(C) 町村の規模が大きい程少額の経費で賄い得る。且つ又白根郷にとつて特に教育問題として大きな課題は其立高小の設置である。統合することによつて教員人事の交流、教育の機会均等施設の改善、通学等の解決等と相俟つて高小の建設も亦容易に行い得るのである。

五、農民には利益となる。

町と村との統合の場合には勿論村と村との合併の場合でも同様の利益があるか当然論議されるべきであらう。又是非とも取り上げるべき問題である。それによつては町部と村部に投せられる土木費、産業経済費等の割合は少くすることが出来ず、一定比率で行い得るものと予想され、然るも金額が大に減少せしめられ、小規模ながらも減少せしめられる。六、税金は効率的な支出による。従來財源のない時は寄附行為に頼ることが多かつたが、統合すればそれは自然と解消せられるであろう。

以上、館報独自の立場より取り上げたが、これらはあくまで筆者の見解にすぎない。又各町村の立場から見たら、又各町村の利害が異なるに違いない。然るも、我々白根町住民を含めた関係十ヶ町村の重大関心である。此の問題を大きくとり上げていている。この十ヶ町村統合と云う全国にもまれな、勿論新潟県下としては初めての、しかも我々白根町住民を含めた関係十ヶ町村の重大関心である。